

## 西予市生活交通バス広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、西予市広告事業実施要綱(平成19年西予市告示第117号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、西予市が運行する生活交通バス(以下「バス」という。)への広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 広告を掲載できる業種又は業者及び広告の掲載に係る基準等については、要綱第3条及び西予市広告事業掲載基準(平成19年西予市告示第118号。以下「基準」という。)の規定によるものとする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格、掲載料、車種及び広告枠の位置は次の表のとおりとする。

規格	掲載料	掲載場所	車両台数
50cm×50cm	1台5,000円(月額)	車両側面 (左右1枚)	4台

- 2 広告はマグネットシート等の容易に剥離ができる素材の貼り付けによるものとし、車両塗装は行わないものとする。
- 3 広告の掲載枠数は、市長が別に指定するものとする。
- 4 広告の掲載期間は、最長6ヶ月とする。

(広告主の募集)

第4条 生活交通バスへの広告掲載の募集は、広報紙又は市ホームページで公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、西予市生活交通バス広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に関係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出するものとする。

- 2 同一申込者が申込みことのできる広告は、1台の車両につき1枠限りとする。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、申込書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、西予市生活交通バス広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、広告掲載の申込みが掲載枠数を超えたとき

は、次の順位により決定するものとする。この場合において、申込者が同一順位で複数あった場合は、抽選により広告の掲載を決定するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 市内に事業所、営業所及び店舗等を有する私企業又は自営業等
- (3) 前2号に掲げる以外のもの

3 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに、西予市生活交通バス広告掲載に関する承諾書(様式第3号)を提出しなければならない。

(広告の作成等)

第7条 広告主は、第2条及び第3条の規定に基づき、自己負担により広告を作成し、バスへの掲載及び撤去を行うものとする。

2 広告主は、広告の掲載及び撤去を行おうとするときは、バスの運行業務に支障が生じないように市長と協議の上、日程、工程を決定し、市長の指定する期日までに施工するものとする。

3 広告主は、広告物の掲載及び撤去により、車両の車体表面、塗装、構造等を破損したときは、経費を負担して現状回復するものとする。

4 市長は、広告主が前3項の義務を履行しないときは、車両から当該広告を撤去し、又はその車両を現状に復し、広告主からその費用を徴収することができる。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載料は、市長の指定する期日までに一括納付するものとする。

ただし、市長が特別な理由があると認めた場合はこの限りでない。

(広告内容の変更)

第9条 市長は、広告の内容等が各種法令又はこの告示に違反し若しくはそのおそれがあり、又は誤りがあると判断したときは、いつでも広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。

(広告の修復)

第10条 天災その他の不可抗力による場合を除き、広告掲載の期間中に市の責めにおいて広告が破損したときは、市長が経費を負担して修復を行うものとする。

2 経年に起因する広告の色あせなどの劣化については、市長が経費を負担する修復の対象としないものとする。

(広告掲載の取り消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、広告主への催告等の手続きをすることなく、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに、広告掲載料の納付がない場合
- (2) 指定期日に、広告の掲載をしない場合
- (3) 第9条の規定による広告内容の変更を行わない場合
- (4) その他、広告の掲載が適切でないと判断した場合  
(広告掲載の取り下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げるときは、書面により行うことができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、既納の広告掲載料は返還しないものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の返還)

第13条 市長は、市の都合又は広告主の責めによらない理由により、広告掲載ができない場合には、既納の広告掲載料を返還するものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、掲載された広告内容等に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてに関し権利処理が完了していることを、市長に対して保証しなければならない。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 4 広告主は、第6条の規定により決定を受けた広告掲載の権利を他の者に譲渡してはならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。